

欧州共同体

地理的表示及び原産地呼称に関する理事会規則

農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する 1992 年 7 月 14 日の理事会  
規則第 2081/92 号

目次

前文

- 第 1 条
- 第 2 条
- 第 3 条
- 第 4 条
- 第 5 条
- 第 6 条
- 第 7 条
- 第 8 条
- 第 9 条
- 第 10 条
- 第 11 条
- 第 12 条
- 第 13 条
- 第 14 条
- 第 15 条
- 第 16 条
- 第 17 条
- 第 18 条

付属書 I 第 1 条(1)にいう食品

付属書 II 第 1 条(1)にいう農産物

## 前文

欧州共同体理事会は、  
欧州経済共同体設立条約、特にその第 43 条を顧慮し、  
欧州共同体委員会の提案を顧慮し、  
欧州議会の意見を顧慮し、  
経済社会委員会の意見を顧慮した結果、  
農産物及び食品の生産、製造及び流通が共同体経済において重要な役割を果たしているが故に、  
共通農業政策に係る調整の一環として、市場における供給と需要の間の一層良好な均衡を達成するために、農業生産の多様化が奨励されるべきであるが故に、一定の特徴を有する産物を推進することは、農村経済に対し、特に比較的恵まれない又は遠隔の地域に対し、農民の収入を向上させ、それらの地域における農村人口を維持することによって、少なからぬ利益となり得るが故に、  
更に、近年においては、消費者が食品に関し、量より質を重要視する傾向が認められているが故に、この特定産物の探求が、地理的原産地を確認することができる農産物又は食品に対する需要を増大させつつあるが故に、  
市場に出される産物の種類は多様であり、それに関して提供されている情報が多量であることから、消費者には、最善の選択ができるようにするために、産物の原産地に関する明瞭かつ簡潔な情報が与えられなければならないが故に、  
農産物及び食品に関するラベル表示は、食品に関するラベル表示、説明及び広告についての加盟諸国の法律の近接化に関する 1978 年 12 月 18 日の理事会指令 79/112/EEC に定められた一般的規則の適用対象であるが故に、特定の地理的地域の農産物及び食品に対しては、その特異性を考慮して、特別な追加規定が採択されるべきであるが故に、  
地理的原産地を確認することができる農産物又は食品を保護したいという要望のために、一定の加盟国においては「登録された原産地呼称」(以下「原産地登録呼称」と表記する。)を導入するに至ったが故に、これらの呼称は、生産者においては、真摯な品質改良の努力の見返りとしてより高い収入を確保することができることによって、また消費者においては、生産方法及び原産地に関する保証を備えた高品質の産物を購入することができることによって、成功を収めたことが証明されているが故に、  
しかしながら、原産地登録呼称及び地理的表示の実施に関する各国の慣行が多様であるが故に、共同体としての対処が構想されるべきであるが故に、保護に関する共同体の規程という枠組は、従来より統一した対処方法を提供することによって、地理的表示及び原産地呼称の発展を可能にし、当該枠組は、それらの表示を付した産物の生産者間での公正な競争を保証し、消費者の目には、産物に関する信頼性を向上させることになるが故に、  
規程の立案においては、ぶどう酒及び蒸留酒に関してより高水準の保護を定めている既存の共同体法制を考慮すべきであるが故に、  
本規則の範囲は、一定の農産物及び食品であって、それらの特徴と地理的原産地との間に関連があるものに限定されているが故に、しかしながら、当該範囲は、他の産物又は食品を包含するように拡大することが可能であると考えられるが故に、  
既存の慣行上、地理的説明について 2 の異なる種類、すなわち地理的保護表示及び原産地保護呼称を規定することが適切であるが故に、

前記の表示が付された農産物及び食品は、明細書に定められている一定の条件に適合していなければならないが故に、  
全ての加盟国において保護を享受するためには、地理的表示及び原産地呼称は、共同体段階において登録されなければならないが故に、登録簿への登録はまた、取引に関係する者及び消費者に情報を提供すべきであるが故に、  
登録手続は、加盟国において個々に及び直接的に関係する者が、欧州共同体委員会に異議申立をすることによってその権利を行使することができるようなものにしなければならないが故に、  
登録後、技術的進歩を考慮して明細書の補正をすること、又は農産物若しくは食品が、地理的表示若しくは原産地呼称を認める基礎となった明細書に適合しなくなっている場合に、その農産物若しくは食品に係る地理的表示若しくは原産地呼称を登録簿から取り下げることが可能にする手続がなければならないが故に、  
第三国であって、自国の領域に関して認可する地理的表示又は原産地呼称の交付及び検査について同等の保証を提供するものとの取引に関する規定が設けられるべきであるが故に、加盟諸国と欧州共同体委員会との密接な協力を、それを目的として設立される規制委員会を通じて樹立するための規定が設けられるべきであるが故に、  
本規則を採択した。

## 第1条

(1) 本規則は、条約の付属書 II にいう人間による消費を予定している農産物、並びに本規則の付属書 I にいう食品及び本規則の付属書 II に掲げる農産物に関し、その原産地呼称及び地理的表示の保護に関する規則を定める。

ただし、本規則はぶどう酒製品又は蒸留酒飲料には適用しないものとする。

付属書 I は、第 15 条に定める手続に従って改正することができる。

(2) 本規則は、共同体の他の特定の規定を損なうことなく適用しなければならない。

(3) 技術的基準及び規制の分野における情報の提供手続を定めた 1983 年 3 月 28 日の理事会指令 83/189/EEC は、本規則の適用対象である原産地呼称及び地理的表示には適用しないものとする。

## 第2条

(1) 農産物及び食品の原産地呼称及び地理的表示に関する共同体による保護は、本規則に従って取得しなければならない。

(2) 本規則の適用上、用語の意味を次の通りとする。

(a) 原産地呼称：地方、特定の場所、又は例外的には、国の名称であって、次に該当する農産物又は食品を表現するために使用されるもの

- 当該の地方、特定の場所又は国を原産地としていること、及び
- その品質又は特徴が固有の自然的及び人的要因を備えた特定の地理的環境に基本的に又は排他的に起因していること、並びにその生産、加工及び調製が当該の定義された地理的地域において行われていること

(b) 地理的表示：地方、特定の場所、又は例外的には、国の名称であって、次に該当する農産物又は食品を表現するために使用されるもの

- 当該の地方、特定の場所又は国を原産地としていること、及び
- 当該の地理的原産地に起因する固有の品質、評判その他の特徴を有していること、及びその生産及び / 又は加工及び / 又は調製が当該の定義された地理的地域において行われていること

(3) 地方又は特定の場所を原産地とする農産物又は食品を示す一定の伝統的な地理的又は非地理的名称であって、(2)(a)第 2 項目にいう条件を満たすものも、原産地呼称とみなす。

(4) 第 2 条(a)の一部修正により、関係する産物の原材料がその加工地域より広いか又はそれとは異なる地理的地域から供給されている場合は、次のことを条件として、一定の地理的呼称は、原産地呼称として取り扱うものとする。

- 原材料の生産地域が限定されていること
- 原材料に関し、特別な生産条件が存在していること、及び
- 前記の条件を遵守させるための検査制度が存在していること

(5) (4)の適用上、生きていた動物、食肉、乳汁のみを、原材料とみなすことができる。他の原材料の使用は、第 15 条に定めた手続に従って許可を受けることができる。

(6) (4)に規定した一部修正の適用を受けるためには、問題とする呼称は、関係する加盟国により、国内保護を享受する原産地呼称として承認されるか若しくは既に承認されていなければならない、又はそのような制度がない場合は、証明されている伝統的な特徴並びに特別の評判及び名声を有していなければならない。

(7) (4)に規定した一部修正の適用を受けるためには、本規則施行後2年以内に登録出願を提出しなければならない。

### 第3条

(1) 既に一般化している名称は、登録を受けることができない。

本規則の適用上、「既に一般化している名称」とは、農産物又は食品の名称であって、その農産物又は食品の生産又は販売が最初に行われた地域の名称に関するものであるが、既に農産物又は食品の普通の名称となっているものをいう。

名称が既に一般化しているか否かを判定するためには、あらゆる要因、特に次の事項を考慮するものとする。

- その名称の出所である加盟国及び消費地における現状
- 他の加盟国における現状
- 関連性のある、各国又は共同体の法律

第6条及び第7条に規定する手続に従って、名称が既に一般化しているという理由によって登録出願を却下した場合は、欧州共同体委員会はその決定を欧州共同体公報に公告しなければならない。

(2) 名称が植物又は動物の品種名と抵触しており、その結果、それに係る産物の真の原産地について公衆に誤認を生じさせる虞がある場合は、その名称は原産地呼称又は地理的表示としての登録を受けることができない。

(3) 理事会は、本規則施行前に、欧州共同体委員会からの提案に関する条件付き多数決に基づいて手続をとり、本規則の適用範囲内にある農産物又は食品の名称であって、(1)に基づいて、一般化しているとみなされ、従って本規則に基づく登録を受けることができないものを指示する非網羅的一覧を作成し、欧州共同体公報に公告しなければならない。

### 第4条

(1) 原産地保護呼称(PDO)又は地理的保護表示(PGI)の使用に関して適格となるためには、農産物又は食品は明細書に適合していなければならない。

(2) 産物明細書には、それに係る農産物又は食品について、少なくとも次の事項を含めなければならない。

(a) 農産物又は食品の名称。これには、原産地呼称又は地理的表示を含めるものとする。

(b) 適切な場合は原材料を含めた農産物又は食品についての説明、及び農産物又は食品の物理的、化学的、微生物学的及び/又は感覚的に認知することができる主要特徴

(c) 地理的地域の定義、及び適切な場合は、第2条(4)の要件を満たしていることを示す明細

(d) 農産物又は食品が、第2条(2)(a)又は(b)の内の何れか該当する規定の意味での地理的地域を原産地としていることの証拠

(e) 農産物又は食品を取得する方法についての説明、及び適切な場合は、その土地での真正かつ一定不変の方法

(f) 第2条(2)(a)又は(b)の内の何れか該当する規定の意味における地理的環境又は地理的原産地との連結を証明する明細

(g) 第10条に規定する検査機構についての明細

(h) PDO 又は PGI の表示の内何れか該当するものに関する、又は各国のそれと同等の伝統的

表示に関するラベル表示についての具体的明細

(i) 共同体及び/又は各国の規定によって定められている要件

## 第5条

(1) 集団又は第15条に定めた手続に従って設定される一定の条件を満たす自然人又は法人のみが、登録出願をする権利を有するものとする。

本条の適用上、「集団」とは、同一の農産物又は食品を取り扱う生産者及び/又は加工者の団体をいい、法的な形態又は構成を問わない。他の利害関係人も集団に参加することができる。

(2) 集団又は自然人若しくは法人は、自らが第2条(2)(a)又は(b)の意味において生産又は取得する農産物又は食品についてのみ、登録出願をすることができる。

(3) 登録出願は、第4条にいう産物明細書を含んでいなければならない。

(4) 出願は、その対象とする地理的地域が所在している加盟国に送付しなければならない。

(5) 出願を受領した加盟国は、出願の正当性を点検するものとし、また、当該国は、出願が本規則の要件を満たしていると判断したときは、その出願を、第4条にいう産物明細書及びその決定の根拠とした他の書類と共に、欧州共同体委員会に送付しなければならない。

出願が、他の加盟国の地理的地域も表示する名称に関するものであるときは、決定を下す前に、当該加盟国と協議しなければならない。

(6) 加盟諸国は、本条を遵守するために必要な法律、規則及び行政規定を導入しなければならない。

## 第6条

(1) 欧州共同体委員会は6月の期間内に、方式調査により、登録出願が第4条に定めた事項の全てを含んでいるか否かを検証しなければならない。

欧州共同体委員会は、その認定について関係加盟国に通知しなければならない。

(2) 欧州共同体委員会は、(1)を考慮した上で、その名称が保護を受ける資格があるとの結論に達したときは、出願人の名称及び宛先、産物の名称、出願の要点、その産物の調製、生産又は製造に関する該当国の規定への言及、並びに必要な場合は、結論の理由を、欧州共同体公報に公告しなければならない。

(3) 欧州共同体委員会に対して第7条による異議申立がなされなかった場合は、その名称は、欧州共同体委員会が作成する「原産地保護呼称及び地理的保護表示に関する登録簿」と称する登録簿に登録するものとし、当該登録簿には、関係する集団及び検査団体の名称を記載しなければならない。

(4) 欧州共同体委員会は、次の事項を欧州共同体公報に公告しなければならない。

- 登録簿に登録した名称
- 第9条及び第11条による登録簿に関する修正

(5) 欧州共同体委員会が(1)に定めた調査をした結果、出願に係る名称は保護を受ける資格がないとの結論に達した場合は、同委員会は第15条に定める手続に従い、本条(2)に定めた公告を行わない旨の決定をしなければならない。

欧州共同体委員会は、(2)及び(4)に定めた公告並びに(3)に定めた登録をする前に、第15条に定める委員会の意見を求めることができる。

## 第7条

(1) 如何なる加盟国も、第6条(2)にいう欧州共同体公報における公告の日から6月以内に、登録に対する異議申立をすることができる。

(2) 加盟諸国の管轄当局は、正当な経済的利害関係を立証することができる全ての者に、出願を閲覧する許可を与えるようにしなければならない。加盟諸国は、これに加え、かつ、その国の現存する状況に従い、正当な利害関係を有する他の当事者も閲覧することができるようにすることができる。

(3) 正当な関係を有する自然人又は法人は、当該人が居住し又は営業所を有する加盟国の管轄当局に対して、十分に理由を付した異議申立書を送付することにより、提案された登録に対して異議申立をすることができる。管轄当局は、意見又は異議申立を所定の期限内に審理するために必要な措置を講じなければならない。

(4) 異議申立書は、次の条件の何れかを満たす場合にのみ、受理されるものとする。

- 第2条にいう条件の不遵守を証明していること
- 提案された名称の登録は、全体又は一部において同一である名称若しくは商標の存在、又は本規則が欧州共同体公報に公告されたときに、合法的に販売されている産物の存在を危険に曝すことを証明していること
- 登録出願がされている名称が、事実上一般名称であることを示す特徴を指摘していること

(5) 異議申立が(4)の意味において受理可能である場合は、欧州共同体委員会は該当する加盟国に対し、その国内手続に従って3月以内に関係当事者間で合意を模索するよう求めるものとする。

(a) 合意が成立した場合は、それに係る加盟国は欧州共同体委員会に対し、合意成立を可能にした全ての要因を、出願人及び異議申立人の意見書を添えて連絡しなければならない。第5条に基づいて受領した情報に変更がなかった場合は、欧州共同体委員会は第6条(4)に従って手続を進めなければならない。変更があった場合は、同委員会は再度、第7条に定めた手続を開始しなければならない。

(b) 合意が成立しなかった場合は、欧州共同体委員会は、従来の公正な慣行、及び混同が現実には生じる可能性を考慮した上で、第15条に定める手続に従って決定を下さなければならない。欧州共同体委員会は、登録を進めるべき旨の決定を下した場合は、第6条(4)に従って公告をしなければならない。

## 第8条

PDO、PGIの表示又はそれと同等の各国の従来の表示は、本規則に適合する農産物及び食品に関してのみすることができる。

## 第9条

関係加盟国は、明細書の修正、特に科学技術知識の進展を考慮するための又は地理的地域を再定義するための修正を要求することができる。

第6条の手続を準用するものとする。

ただし、微細な修正の場合は、欧州共同体委員会は第15条に定める手続に基づき、第6条の手続を適用しない旨の決定をすることができる。

## 第 10 条

(1) 本規則の施行から 6 月以内に、加盟諸国は検査機構が設置されるようにしなければならない。その機能は、保護名称を付された農産物及び食品が明細書に規定されている要件を満たすようにするものでなければならない。

(2) 検査機構は、1 又は 2 以上の指定された検査当局及び / 又は加盟国がこの目的で認定した民間団体によって構成することができる。加盟諸国は、指定当局及び / 又は認定団体及びその権限を示す一覧を欧州共同体委員会に送付しなければならない。欧州共同体委員会はそれらの明細を欧州共同体公報に公告しなければならない。

(3) 指定検査当局及び / 又は認定民間団体は、その規制の対象となる全ての生産者又は加工者に対して、客観性及び不偏性に関する十分な保証を提供しなければならず、また、保護を受ける名称が付された農作物及び食品の検査をするために必要な適格職員及び資源を恒常的に使用することができるようにしていなければならない。

検査機構が一部の検査について、他の団体による業務の提供を利用する場合は、当該団体は前記の保証と同一の保証を提供しなければならない。ただし、その場合、指定検査当局及び / 又は認定民間団体は加盟国に対し、全ての検査についての責任を継続して負うものとする。1998 年 1 月 1 日以降、加盟国による本規則適用上の認定を受けるためには、民間団体は 1989 年 6 月 26 日の規格 EN45011 に定められた要件を満たさなければならない。

(4) 加盟国の指定検査当局及び / 又は民間団体が、当該加盟国において保護されている原産地名称が付された農産物又は食品が明細書の基準を満たしていないと判定した場合は、当該当局及び / 又は団体は、本規則を遵守させるために必要な手段を講じなければならない。当該当局及び / 又は団体は、検査をするために実施した措置を当該加盟国に通知しなければならない。関係当事者は、下された全ての決定について通知を受けるものとする。

(5) 加盟国は、(2) 及び (3) にいう基準がもはや満たされていない場合は、検査団体に対する認定を撤回しなければならない。加盟国は欧州共同体委員会に通知するものとし、同委員会は、認定団体に関する改訂一覧を欧州共同体公報に公告しなければならない。

(6) 加盟諸国は、本規則を遵守する生産者が検査制度を使用することができるようにするための必要な措置を講じなければならない。

(7) 本規則に定められた検査に係る費用は、保護名称を使用する生産者が負担しなければならない。

## 第 11 条

(1) 何れの加盟国も、保護名称に係る農産物又は食品の産物明細書に記載されている条件が満たされていない旨の意見を提出することができる。

(2) (1) にいう加盟国は、その意見書を当事国である加盟国に提出しなければならない。当事国はその不服申立を審査し、その認定及び当事国が講じた措置を相手加盟国に通知しなければならない。

(3) 不遵守が繰り返され、かつ、関係加盟国間で合意が成立しない場合は、十分に理由付けされた申請書を欧州共同体委員会に送付しなければならない。

(4) 欧州共同体委員会は、当事国である加盟国と協議し、その申請書を審査しなければならない。欧州共同体委員会は、適切な場合は第 15 条にいう委員会と協議の上、必要な手段を講じなければならない。当該手段には、登録の抹消を含めることができる。

## 第 12 条

(1) 国際協定を損なわないことを条件として、本規則は、第三国からの農産物及び食品に適用することができる。ただし、次のことを条件とする。

- 当該第三国が第 4 条にいう保証と同一又は同等の保証を与えることができること
- 当該第三国が第 10 条に規定した制度と同等の検査制度を有していること
- 当該第三国が共同体から到来する類似の農産物又は食品に対し、共同体において利用することができる保護と同等の保護を提供する用意があること

(2) 第三国の保護名称が共同体の保護名称と同一である場合は、現地の伝統的使用方法及び混同についての現実の危険を十分に考慮した上で、登録を認可するものとする。

当該名称の使用は、産物の原産国が明瞭に目に見える形でラベルに表示されている場合に限り、許可するものとする。

## 第 13 条

(1) 登録名称は、次の事項に対して保護されるものとする。

(a) 登録名称を、登録の対象とされていない産物について直接又は間接に業として使用すること。ただし、それらの産物が登録名称の下で登録されている産物と類似していること、又はその名称を使用することが保護名称の評判の不当な利用になることを条件とする。

(b) 悪用、模倣又は喚起。産物の真の原産地が指示されている場合、又は保護名称が翻訳されているか、若しくは「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」その他類似の表現が添えられている場合であっても同様とする。

(c) 産物の出所、原産地、種類又は基本的品質に関する前記以外の虚偽の又は誤認を生じる表示を、その産物に関連する内側又は外側の包装、広告用の資料又は書類に付すること、及びその産物を原産地に関して誤った印象を与える虞のある容器に詰めること

(d) 産物の真の原産地について公衆に誤認を生じさせる虞のある前記以外の全ての慣行登録名称がその名称の中に一般的であるとみなされる農産物又は食品の名称を含んでいる場合は、該当する農産物又は食品に当該の一般名称を使用することは、第 1 段落(a)又は(b)に反するものであるとはみなさない。

(2) ただし、加盟諸国は、本規則の公布日から 5 年を超えない期間においては、次の事項を条件として、(1)(b)にいう表現の使用を許可する国内措置を維持することができる。

- その表現を合法的に使用した産物が、本規則の公布日前少なくとも 5 年間販売されてきたこと
- ラベルによる表示がその産物の真の原産地を明瞭に指示していること

ただし、この例外規定は、そのような表示が禁止されている加盟国の領域において産物を自由に販売することを許すことにならない。

(3) 保護名称は、一般名称になることができない。

## 第 14 条

(1) 原産地呼称又は地理的表示が本規則に従って登録されている場合において、商標であっても、第 13 条にいう事情の 1 に該当し、かつ、同一種類の産物に関するものについては、商標の登録出願が第 6 条(2)に定めた公告後に提出されたときは、その登録出願は却下するものとする。

第 1 段落に反して登録された商標については、無効を宣言するものとする。

本項はまた、商標の登録出願が第 6 条(2)に規定した登録出願の公告日前になされた場合において、その公告が商標が登録される前に行われたときにも、適用するものとする。

(2) 共同体法を適切に考慮した上で、第 13 条にいう事情の 1 に該当する商標の使用であって、その商標が原産地呼称又は地理的表示の登録出願が行われる前に善意で登録されていたものに係る場合は、原産地呼称又は地理的表示の登録に拘らず、その継続を認めるものとする。ただし、加盟諸国の商標に関する法律を近接化するための 1988 年 12 月 21 日の第 1 次理事会指令 89/104/EEC 第 3 条(1)(c)及び(g)並びに第 12 条(2)(b)の各々に定めた商標に関する無効理由又は取消理由が存在していないことを条件とする。

(3) 原産地呼称又は地理的表示は、ある商標の評判及び名声並びにそれが使用された期間に鑑みて、登録がその産物の実体に関して消費者を誤認させる虞があるときは、登録を受けることができない。

### 第 15 条

欧州共同体委員会は、加盟諸国の代表によって構成され、欧州共同体委員会の代表を委員長とする委員会によって補佐されるものとする。

欧州共同体委員会の代表は、講ずべき措置についての草案を前記の委員会に提出しなければならない。当該委員会は、委員長が問題の緊急度に応じて定める期間内に、その意見書を提出しなければならない。理事会が欧州共同体委員会からの提案に関して決定を採択する必要がある場合は、意見書は、条約第 148 条(2)に定められている多数決によって提出しなければならない。委員会内における加盟諸国の代表による投票には、同条に定められている加重方式を使用するものとする。委員長は投票することができない。

欧州共同体委員会が構想した措置が委員会の意見と一致しているときは、欧州共同体委員会はその措置を採択しなければならない。

構想した措置が委員会の意見と一致していない場合、又は委員会の意見が提出されなかった場合は、欧州共同体委員会は遅滞なく、講ずべき措置に関する提案を理事会に提出しなければならない。理事会は、条件付き多数決によって議決をしなければならない。

理事会が、理事会に付託された日から 3 月の期間が満了したときに決定をしていない場合は、提案した措置は欧州共同体委員会によって採択されるものとする。

### 第 16 条

本規則を適用するための細則は、第 15 条に定めた手続に従って採択されるものとする。

### 第 17 条

(1) 本規則施行後 6 月以内に、加盟諸国は、自国の法的保護名称又は保護制度がない加盟諸国の場合は、使用によって確立している名称の内、本規則に従って登録することを希望するものを欧州共同体委員会に通知しなければならない。

(2) 欧州共同体委員会は第 15 条に定めた手続に従い、(1)にいう名称の内、第 2 条及び第 4 条に適合しているものは、登録をしなければならない。第 7 条は適用しないものとする。ただし、一般名称は追加することができない。

(3) 加盟諸国は、(1)に従って届け出た名称についての国内保護を、登録に関する決定が下さ

れるときまで維持することができる。

#### **第 18 条**

本規則は、欧州共同体公報におけるその公布の日から 12 月後に施行する。

本規則は全加盟国に関し、その全体において拘束力を有し、かつ、直接に適用するものとする。

1992 年 7 月 14 日、ブリュッセルにおいて作成した。

**付属書Ⅰ 第1条(1)にいう食品**

- ビール
- 天然ミネラルウォーター及び湧き水
- 植物抽出物から製造した飲料
- パン，練り菓子，ケーキ，糖菓，ビスケットその他の焼き菓子
- 天然ゴム及び樹脂

付属書 II 第 1 条(1)にいう農産物

- 干し草
- 精油